第７回競技運営専門委員会
令和６年７月８日　決定

第 82 回国民スポーツ大会　競技用具整備要項

１　趣旨

この要項は、「第 82 回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針」に基づき、第 82 回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営に万全を期するとともに、大会を契機としてスポーツの普及・振興に資することを目的とし、大会開催に必要な競技用具の整備について必要な事項を定める。

２　競技用具の区分

(1)　この要項でいう競技用具とは、次表のとおりとする。

	区　分		内　容	例　示
競技用具	競技用	備　品	競技を実施するために直接必要な備品（施設及び施設に付帯するものは除く）	ゴールポスト、卓球台、得点板等
		消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、フラッグ、ネット等
	運営用	備　品	競技を実施するために直接必要な備品以外のもので、競技会運営に必要な備品（施設及び施設に付帯するものは除く）	机、テント、放送器具等
		消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品以外のもので、競技会運営に必要な消耗品	事務用品、清掃用具等

(2)　この要項で備品とは、比較的長期にわたって、その性質又は形状を変更することなく使用に耐えるもので、取得価格が 50,000 円以上の物品をいう。

(3)　この要項で消耗品とは、備品以外の物品をいう。

３　競技用具の整備計画の作成

(1)　競技用具の整備計画は、競技会場地市町村が県競技団体及び県と協議の上、作成する。

(2)　競技用具の規格及び数量については、県及び競技会場地市町村が県競技団体と協議の上、公益財団法人日本スポーツ協会及び中央競技団体と調整し決定する。

(3)　競技用具の整備にあたっては、大会時に使用可能な現有の競技用具を活用し、不足する場合は借用する。特に、大会終了後の利活用が困難なものはできる限り借用する。

(4)　現有活用及び借用により整備してもなお不足する競技用具については購入する。なお、購入にあたっては、必要に応じて県が他県と調整し、共同購入等を検討する。

(5)　競技用具の整備時期は、競技別リハーサル大会の実施などを勘案し調整する。

４　業務分担及び経費負担

(1)　競技用具の借用は、競技会場地市町村が行い、その経費を負担する。なお、必要がある場合は、県が競技会場地市町村の依頼により斡旋に努める。

(2)　競技用具の購入は、次の業務分担及び経費負担区分による。ただし、一般の利活用が見込めないもの、通常の競技会運営に必要な量、質を超えて整備しなければならないものについては、当該業務分担及び経費負担によらず、県と競技会場地市町村が別途協議する。

業務分担及び経費負担区分 競技会場及び練習会場の施設区分	県	競技会場地市町村
県有施設	競技用備品	競技用消耗品 運営用備品及び消耗品
市町村有施設	―	競技用備品及び消耗品 運営用備品及び消耗品
その他の施設	―	競技用備品及び消耗品 運営用備品及び消耗品

５　競技用具の転用及び処分

購入した競技用具の転用及び処分については、大会終了後、購入した者の責任において行う。

６　その他

この要項に定めるもののほか、競技用具整備に必要な事項は、県と競技会場地市町村が別途協議する。